

令和5年3月2日

東御市長 花岡 利夫 様

東御市環境審議会
会 長 宮原 則子

第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画の見直しについて（答申）

令和4年12月15日付け、4生環第222号で諮問のあった第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画の見直し内容について、当審議会は、慎重に審議を重ねた結果、下記のとおり答申します。

記

1 答申

第2次東御市地球温暖化対策地域推進計画の見直し内容は、令和2年12月に発出した、「とうみ気候非常事態宣言」や国の「地球温暖化対策計画」を踏まえた内容であり、相応であると判断します。

なお、今後、計画を推進するにあたっては、「ゼロカーボンシティとうみ 人と自然がおりなす豊かなくらし」の実現に向け、以下の附帯意見に留意し、取り組まれることを要望します。

2 附帯意見

- (1) 本計画に基づく諸施策を推進していくにあたり、市民・事業者の理解が必要であるため、市民・事業者誰もが理解できるよう、創意工夫した広報等啓発活動を行うこと。また、次の時代を担う子供たちへの環境教育に注力し、子どもから大人までの市民全員が本計画に基づく地球温暖化対策へ参画できるように努めること。
- (2) 本計画の進捗管理については、PDCAサイクルに基づいて年度毎に確実に適正に実施すること。また結果については市民へ公表すること。
- (3) 本計画は国の地球温暖化対策計画の改定等、社会情勢の変化により、適切な取り組みや指標へと訂正することが求められるため、必要に応じて計画を柔軟に修正すること。